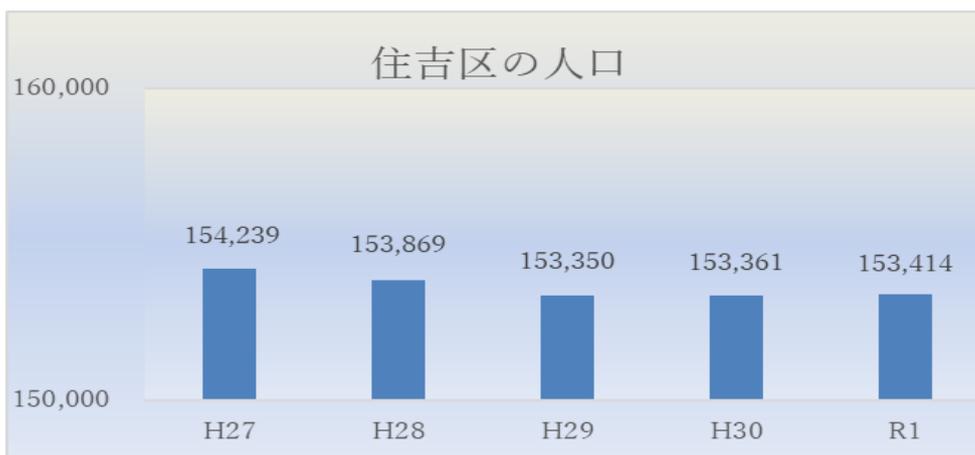


5. 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の状況



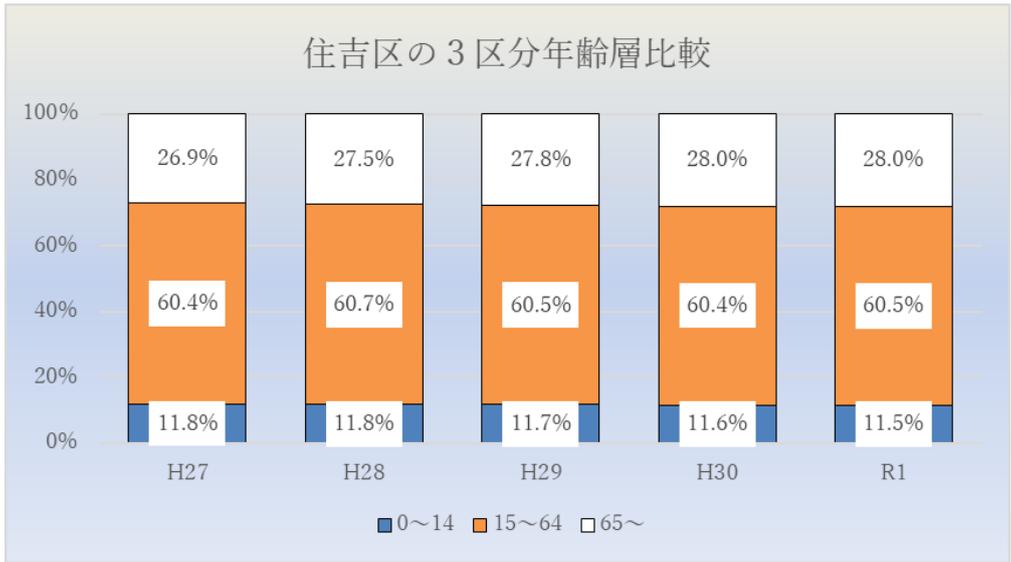
(出典：大阪市推計人口年報)



(出典：大阪市推計人口年報)



(出典：大阪市推計人口年報)

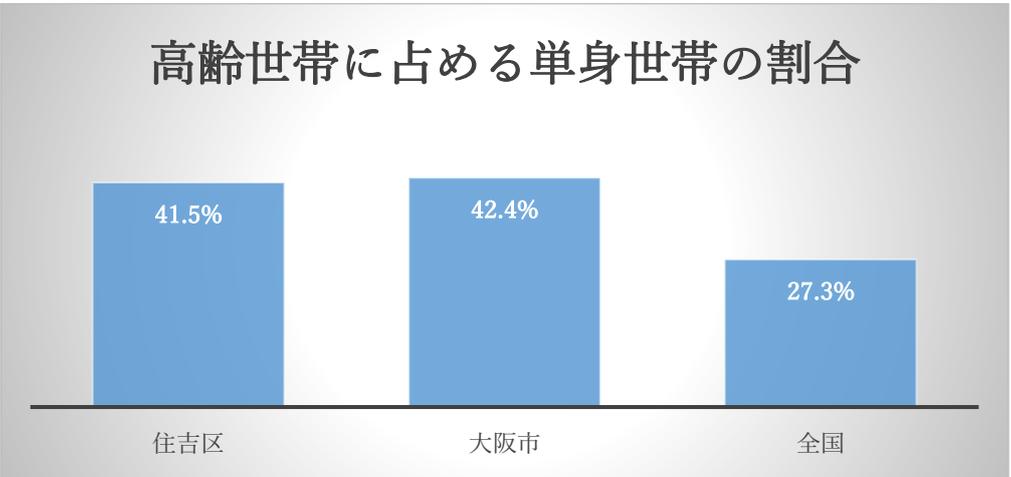


(出典：大阪市推計人口年報)

(2) 高齢者を取り巻く状況



出典：大阪市 介護保険統計資料



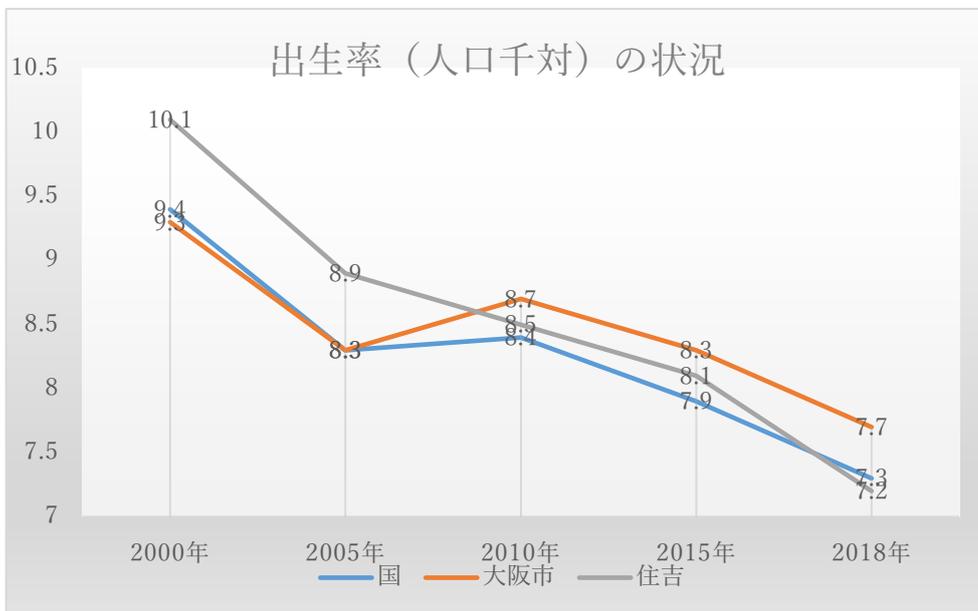
(出典：平成27年(2015年)国勢調査)

(3) 障がい者を取り巻く状況

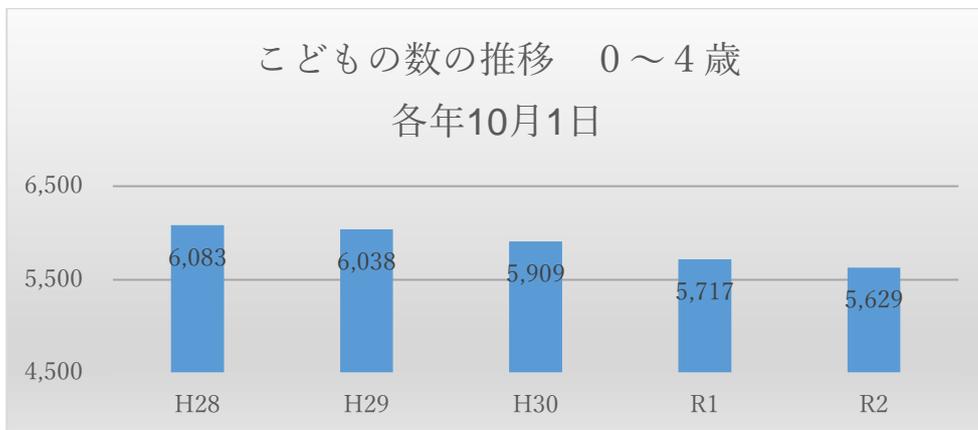


(出典：大阪市区政概要)

(4) こどもを取り巻く状況



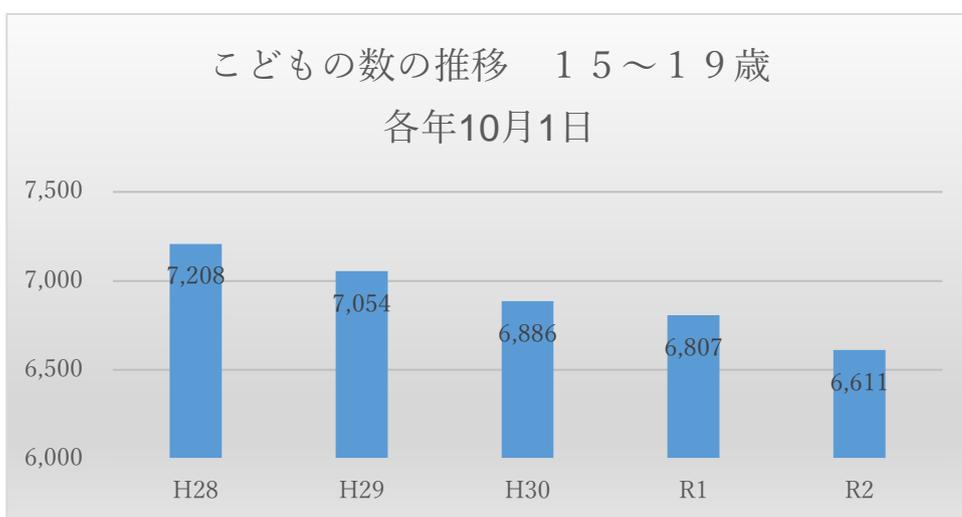
出典：大阪市都市計画局、厚生労働省「人口動態統計」



出典：大阪市都市計画局、厚生労働省「人口動態統計」



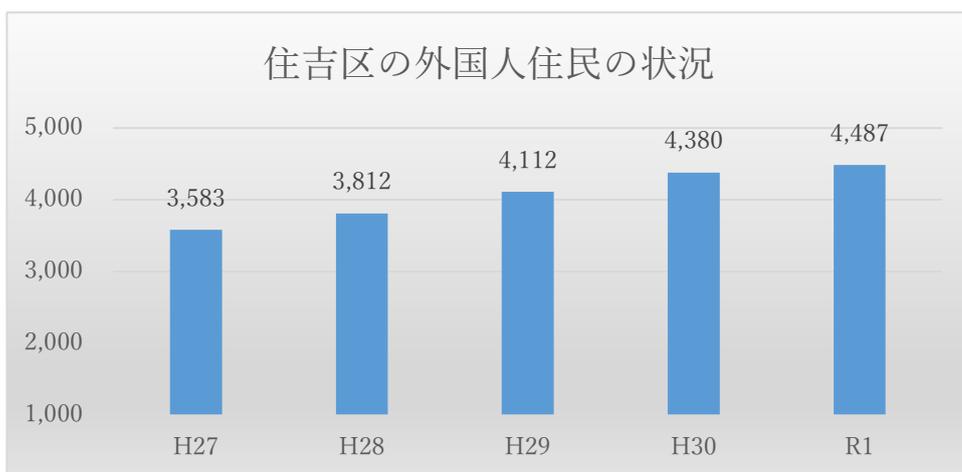
出典：大阪市都市計画局、厚生労働省「人口動態統計」



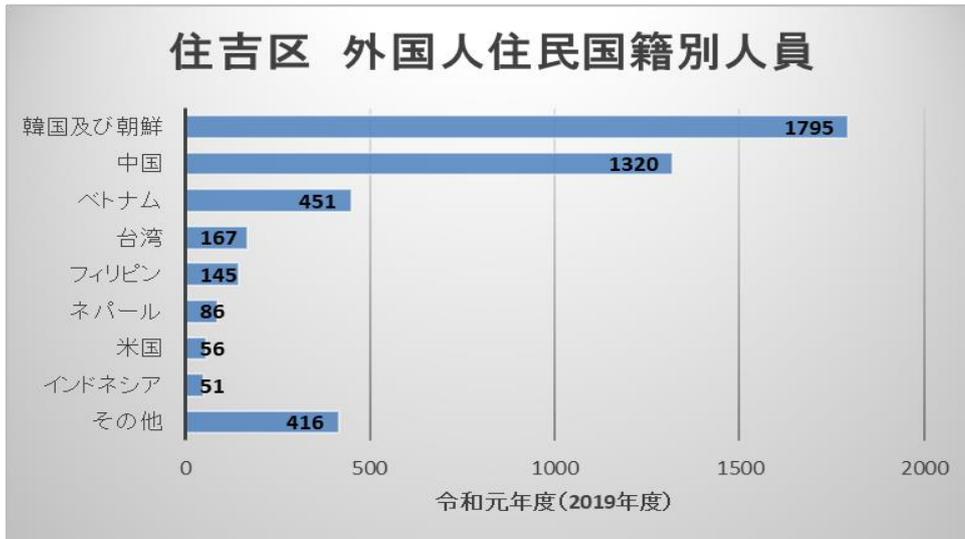
出典：大阪市都市計画局、厚生労働省「人口動態統計」

(5) その他

外国人住民の状況



出典：大阪市 住民基本台帳 外国人人口



出典：大阪市 住民基本台帳 外国人人口

自殺者数の推移

大阪市の自殺者数の年齢内訳〔（）書きは住吉区の数値 内数〕

	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳	合計
H26	3 (0)	41 (0)	65 (3)	101 (8)	87 (3)	96 (2)	78 (5)	49 (4)	0	520 (25)
H27	2 (0)	46 (3)	64 (1)	93 (5)	73 (4)	74 (10)	82 (0)	34 (1)	0	468 (24)
H28	5 (1)	47 (1)	73 (5)	75 (2)	64 (6)	91 (8)	65 (1)	37 (5)	0	457 (29)
H29	7 (1)	47 (5)	63 (6)	86 (7)	78 (5)	87 (2)	63 (3)	35 (4)	0	466 (33)
H30	13 (0)	55 (4)	61 (3)	83 (7)	80 (6)	63 (2)	73 (5)	45 (1)	0	473 (28)
H31	10 (0)	61 (5)	47 (3)	88 (11)	84 (5)	69 (7)	66 (2)	33 (2)	0	458 (35)

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

死亡数の状況



出典：大阪市都市計画局、厚生労働省「人口動態統計」

【 ア行 】

ICT（アイ・シー・ティ）

インターネットと人、人と人がつながる通信技術のこと。

空き家問題

空き家が増え続けていること。また、空き家の所有者が問題を抱え管理や活用に支障をきたしている状態の両方を指しています。

アフターコロナ（ウィズコロナ）

新型コロナウイルス感染症の対策等がしっかりとなされ、新型コロナウイルス感染症が流行する前の生活と同じ様な生活が営める状態。

いわゆる「ゴミ屋敷」

市民が居住する建物等において、物品等の堆積によりゴキブリ、ハエその他の害虫、ネズミ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態。

SNS（エス・エヌ・エス ソーシャル ネットワーキング サービス）

Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。インターネットを介して人間関係を構築できるサービスのこと。

LGBT（エル ジー ビー ティー）

同性愛者、両性愛者、性同一性障がいのある人などのことをLGBT（※）といい、LGBTを含め、性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者といいます。性的少数者の中にはカミングアウトされる方もおられ、現在では性的少数者が差別的な扱いを受けることは不当なことであるという認識が広がってきていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。多様な性のあり方への理解を深め、性的少数者への偏見や差別意識をなくしていく必要があります。

※LGBTは、「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった略語。

トランスジェンダーは、生まれた時に法律的、社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人（性同一性障がいも含む）のことです。

大阪市地域福祉基本計画

大阪市では、平成24年（2012年）7月に新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン※」に基づき

「ニア・イズ・ベター※」を原則（補完性・近接性の原理）に区政運営を進めていくこととなり、地域福祉においても平成24年（2012年）12月に策定された「大阪市地域福祉推進指針」で示された「各区における地域福祉の推進のための『方向性』」に基づき取組んできました。そうしたなか、引き続き各区の地域福祉ビジョン（地域福祉計画等）を地域福祉の「中心的計画」と位置付け、新たに定める項目に関して、戦略的かつ計画的に取組み、区に対する支援をより強化するために、「大阪市地域福祉基本計画」を平成30年（2018年）に策定しました（令和3年（2021年）改訂予定）。

大阪市地域福祉推進指針

大阪市では「新しい住民自治の実現」に向けて改革を進めており、地域福祉においても、それぞれの区役所がその実情に応じて主体的に取り組むことが課題であり、大阪市域を単位とした1つの計画を策定するのではなく、市民に一番身近な区において、各区の特色のある地域福祉の取組みを推進するために「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

【 力行 】

区実務者代表者会議

区内の各協議会や会議体において実務を担当される方に代表者として集まっていただき、地域福祉に関することについて協議する会議。

区政会議

基礎自治に関する施策等について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議。

子育てサロン

地域に住んでいる子育て中の親子が、自由に遊び、出会い、交流する場。子育てに関しての不安や悩みなどの情報交換もできる。地域のボランティアが地域の会館で運営している。

こどもサポートネット

支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ制度のこと。

子ども食堂

主に地域のこどもたちや保護者を対象に食事を提供するコミュニティの場のこと。

対象を限定せずに実施する場合、「地域食堂※」と呼称される場合がある。

子ども見守り隊活動

区内14小学校区で、様々な団体や個人が参加し、日々こどもたちの登下校時の見守り活動が行われている。住吉区では、朝のあいさつ運動から始まり、現在では、こどもの安全を守るだけでなく多世代の交流につながる地域の取組みとして長く続けられている。

個別支援プラン

災害が起きた時に、どのように要援護者にその情報を伝えるか、どこの避難所へ、どのルートを通して避難してもらうのか、また災害時避難所[※]での生活で配慮すべき事項があるのかなどの内容を要援護者本人から聞き取り、要援護者一人ひとりのプラン表を作成。本人・地域・行政等で情報を共有し、災害時の支援に役立てる。

孤立死

地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されること。

【 サ行 】

災害時避難所

浸水や倒壊により自宅で生活できなくなった市民が避難生活を送る施設で、学校の体育館など。

災害時要援護者

大地震や風水害などの災害が発生したときに、自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難できなかったり、避難所での生活において、まわりの人の手助けや、特別な配慮が必要な人たちのこと。

CSW（シー・エス・ダブリュー コミュニティ ソーシャル ワーカー）

地域や社会から孤立し、生きづらさや福祉ニーズを抱える方の相談対応にあたり、関係機関と連携しながら、地域の活動や福祉サービスにつなげたり、問題解決に向けて取り組む福祉の専門職。

市政改革プラン

「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター[※]（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、平成24年(2012年)7月に策定しました。

社会的孤立

家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態を指します。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉[※]を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のま

ちづくり」の実現をめざしています。

小地域福祉計画

小地域ごとに地域の福祉向上のために住民主体で策定される計画

※小地域…基礎自治体（市区町村）より小さな地域単位のこと。このビジョンでは、小学校区ごとに設置されている概ね地域活動協議会*を指しています。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障がいや理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地域公共団体等及び民間事業者における障がいや理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「不当な差別的取扱いの禁止」とは、区に・都道府県・市町村などの役所や、会社や店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止している。「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。障がいのある人から、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、努力義務）。

食事サービス事業（ふれあい型）

ふれあい型高齢者食事サービス事業は、地域のボランティアが高齢者に食事を届けたり、食事会を行い、高齢者と地域の人々とのふれあいを深め、閉じこもりの予防、健康の増進を図ることを目的としています。

昭和 47 年 9 月に墨江地区社会福祉協議会で市内最初の取り組みとして開始されました。

すみちゃん「こども・子育て安心」見守りネットワーク

こども・子育てに関わる区内関係機関や地域団体等の関係者が幅広く連携し、支援を要するこどもや子育て世帯に早期に気づいて必要な支援につなげるとともに、地域をあげて、まちぐるみでこども・子育て世帯の安全・安心を見守る全区民的な機運を醸成することを目的として、設置しました。子育て世帯の不安や孤立の解消を図り、こどもたちが希望をもって健やかに成長し、子育て世帯が安心と喜びを実感しながら子育てできる街づくりをめざします。

住吉区将来ビジョン2023

「住吉区将来ビジョン2023」は、住吉区長が区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当理事として所管する事務も含め、住吉区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての住吉区がめざすべき将来像の実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめ、区民の方々に明らかにするために策定しました。

住吉区地域見守り支援システム

区役所から提供する「災害時要援護者支援台帳」をもとに、地域活動協議会において、普段から地域の中で要援護者の方々に声かけや見守り活動を行う体制や災害時の「個別支援プラン*」を作成することで、顔の見える関係ができ、災害時に一人でも多くの命を助けていただく、地域の支え合いのしくみです。

住吉区地域福祉推進プラン

住吉区地域福祉ビジョンに掲げる理念を実行するための計画のこと

生活困窮者自立支援

収入が少なく、家計のやりくりが難しい、借金があるけど、返済がしていけなくなった。就職がうまくいかず、家に閉じこもっている。自分にあった仕事が見つからない、わからない。人とのコミュニケーションが苦手…など、様々な困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行います。就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた方の相談に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行います。

生活支援コーディネーター

地域や高齢者の生活課題（困りごと）を把握し、地域資源の把握やネットワークづくり、地域資源・サービス開発のコーディネートなど、高齢者の介護予防・生活支援、生きがいづくりや社会参加、支え合い・助け合い活動につながる活動をサポートする役割を担います。

生活支援体制整備事業

高齢者をはじめとした住民が地域社会に関わり、住民主体の活動、地域の団体、企業、行政の協働を通じて社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスが充実している地域づくりを目指しています。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護サービスなどの契約を結んだりすることを支援する制度

セルフネグレクト

飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。

総合的な支援調整の場（つながる場）

複合的な課題を抱えた人に対し、相談支援機関からの依頼に基づき、「総合的な支援調整の場（つながる場という）」を開催し、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしくみ。

区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し、

世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするなどの取組み

増進型の地域福祉（増進型地域福祉）

理想的状態を目的に掲げその理想の実現を目指し、協働の実践を進めることにより誰にも阻害されることなく個人と地域の幸せをともに生み出そうとする地域福祉の考え方。

ソーシャル・インクルージョン

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

【 夕行 】

地域活動協議会

校区等地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みです。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

地域支援事務所

地域において、見守り活動を行うにあたり拠点となる場所。地域支援相談員が滞在し、困りごとについて相談等に応じている場所のこと。

地域食堂

地域の住民に対し、安価で栄養のある食事を提供するコミュニティの場のこと。

対象をこどもやその保護者に限定した場合、「子ども食堂※」と呼ばれる場合がある。

地域福祉

それぞれの地域においてすべての人々が自分らしく安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がそれぞれの役割をもち、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組み自分らしく活躍できる地域社会をつくっていくこと。

地域福祉専門会議

住吉区の地域福祉に関して、重点的に取り組む課題等について、専門的な意見を求めるために区役所が開催する会議。

地域包括ケア体制（システム）

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、体制を構築していくとしている。

閉じこもり

閉じこもり（症候群）とは、生活の活動空間がほぼ家の中のみへと狭小化することで活動性が低下し、その結果、廃用症候群¹¹を発生させ、さらに心身両面の活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するという考え方です。老化に伴い、さまざまな原因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外・地域から自宅内（敷地内を含む）へと狭くなっていきます。屋外や地域で、やるべきことがないと、どうしても日中の生活空間は屋内になりやすく、また、家庭における役割（買い物など）がない、あるいは地域社会における役割がないと、外出の頻度が低くなります。

【 ナ行 】

ニア・イズ・ベター

地域社会づくりと行政運営の双方において、より地域・住民に近い方がよりニーズに合った政策が実行できること。

認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）を指します。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたります。

認知症カフェ

認知症^{*}の人とその家族、地域住民や専門職が集まり、交流を行ったりする場所のこと。

【 ハ行 】

はぐあっぷ

住吉区子育て包括支援センターのこと。またはそこで実施される、出産・子育てに関する制度や相談窓口のこと。

8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる問題。主に50代のひきこもりのこどもを80代の親が養っている状態を指す。経済的困窮や社会的孤立といった問題を抱えています。

ひきこもり

一般的には、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われており、外出はできるが社会とのつながりが希薄となっている状態。

PDCA（ピー ディー シー エー）

P（Plan：計画）→D（Do：実行）→C（Check：点検）→A（Action：見直し）の4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善していく業務管理の一つの手法。

福祉避難室

災害時避難所*において、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活に何らかの配慮が必要な人たちのための部屋。

福祉避難所等

福祉避難所と緊急入所施設のこと。福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされている避難所。

緊急入所施設とは、一般の避難所や自宅で生活することが困難な人のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設のこと。

ふれあい喫茶

地域で暮らす人たちが気軽に集まり話ができる交流の場として地域の会館で実施されています。人と人がつながることのできる地域づくりをめざし、気軽に集える「場」として、また住民の福祉活動の「拠点」として活用されています。

ボランティア・市民活動センター

ボランティア活動・市民活動に関する相談や情報提供・活動先の紹介等を行い、ボランティア活動・市民活動を応援・支援しています。

「誰もがボランティア活動できる地域社会、誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命に、地域の「支え合う関係」を基盤に多様な主体が協働できるよう支援しています。

【 マ行 】

学びあいサポート事業交流会

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対し、学習支援を行うことで、「貧困の世代間連鎖」の防止を図っている事業のメニューの一つとして、主任児童委員連絡会の協力のもと、子どもたちの居場所となるよう交流会を実施しています。

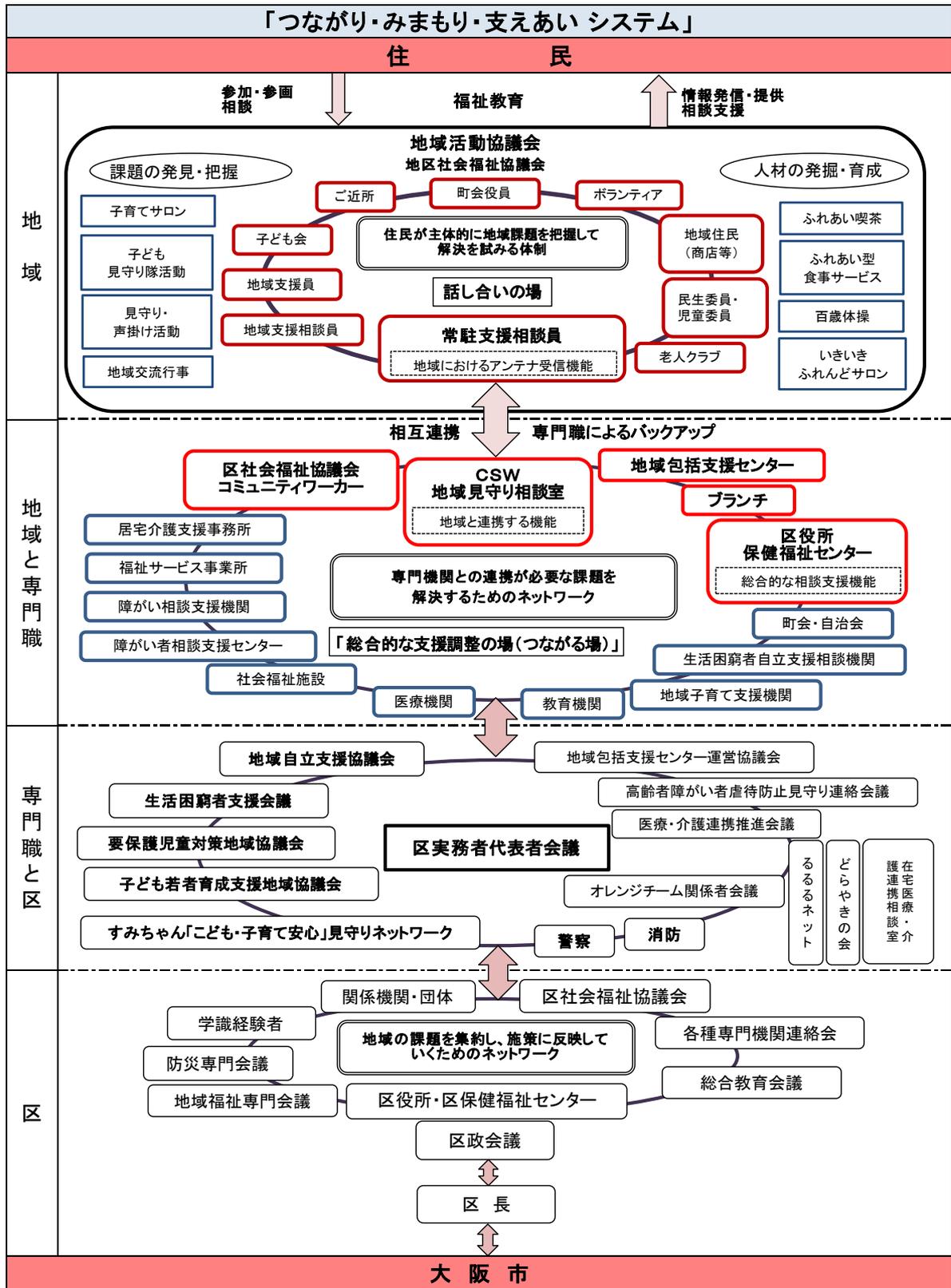
マルチパートナーシップ

市民・地域団体・NPO・企業・行政など大阪のまちの担い手が互いに自律したパートナーとして協力しあう関係や場を具体化する考え。

【 ヤ行 】

ヤングケアラー

家族に介護を要する人がいる場合、大人が担うような責任を引き受け、介護や世話をしている18歳未満のこどものこと。18歳からおおむね30歳代については若者ケアラーと呼ばれます。



住吉区地域福祉ビジョン Ver. 2.0

改訂 令和 3 年（2021 年）6 月

平成 29 年（2017 年）4 月

発行：大阪市住吉区役所（担当：保健福祉課）

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3 丁目 1 5 番 5 5 号

TEL 06-6694-9857 FAX 06-6694-9692

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/>

協力：社会福祉法人 住吉区社会福祉協議会

TEL 06-6607-8181 FAX 06-6692-8813

ホームページ <http://www.sumiyoshi-wel.net/>